

# 明末・楊嗣昌の「剿餉」案について

吉 尾 寛

はじめに

- 一 「剿餉」設置への経緯とその供給策……………五九七頁
- 二 捻出策とその特徴……………六〇三頁

結びにかえて——財源のとらえ方

より見た「剿餉」設置の意義……………六一三頁

## はじめに

明末の華北民衆反亂、所謂李自成・張獻忠の亂に關する最近の日本の研究にあっては、反亂の展開過程全般、並びに所謂農民政權に對する地方の郷紳層の動向を中心に、實證的作業にもとづく手堅い成果が公にされ、<sup>(1)</sup> 更には研究史上初の專著も發刊されるにいたつた。<sup>(2)</sup> しかし、そうした状況の中で、未だなお研究の大きな空白部分を爲しているのが、反亂の鎮壓をはかる末期明朝中央の動向である。

但し、清代の初めに刊行された史書においては、この點の際立った動き——即ち明朝自らを滅亡の淵においやる結果になつたと評される、中央政府主導による最初にして最後の全國規模の反亂平定策の實施が、ほぼ共通に記されている。その策とは、反亂軍鎮壓に要する兵餉捻出の爲の附加税の設置である。そして、その兵餉こそ、或いは對滿州族戦用の兵餉〔遼餉〕<sup>(3)</sup>、「練餉」<sup>(4)</sup>とも屢々関連づけられて記載される所の、「剿餉」であつた。

神宗の末、賦を増すこと五百二十萬、崇禎の初、更に増すこと百四十萬、總べて遼餉と名づく。是に至りて復た剿餉・練餉を増せば、額、之れより溢る。先後賦を増すこと千六百七十萬にして、民、生に聊んぜず、益々起ちて盜と爲るなり。

〔明史〕卷二五二楊嗣昌傳

この「剿餉」の設置を、前記の「練餉」とともに計畫したのが、當時の中央官僚、本稿でとりあげる所の楊嗣昌である。『明史』楊嗣昌傳には「剿餉」について次のようにある。

〔崇禎十年四月〕嗣昌乃ち議して大舉し賊を平らげんとす。……因りて兵十二萬を増し、餉（「剿餉」）二百八十萬を増さんことを議す。其の措餉の策に四有り。因糧と曰ひ、溢地と曰ひ、事例と曰ひ、驛遞と曰ふ。……議上れば、帝乃ち諭を傳ふ。「流寇延蔓し、生民塗炭するも、兵を集めざれば以て寇を平らぐるなく、賦を増さざれば以て兵に餉するなし。勉めて廷議に従ひ、暫く吾が民を累はすこと一年、此の腹心の大患を除かん。其れ因糧を改め均輸と爲して、天下に布告し、民の爲に害を去くの意を知らしめん」と。

「因糧」・「溢地」・「事例」・「驛遞」等「剿餉」の捻出策についての具體的説明は、次章以下に行うこととして、ここでは先ず、楊嗣昌の履歴に關して簡單にふれておきたい。

楊嗣昌、字文弱。湖廣（湖南）常德府武陵縣出身。萬曆十六（一五八八）年誕生。同三十八年に進士に及第し、翌三十九年の杭州教授就任を最初に、以後官吏の道を歩む。その間、萬曆四十五年頃から天啓二（一六二二）年にかけては戸部屬官（福建司主事、江西司員外郎、郎中、新餉司郎中）を次々と歴任し、設置されてまもない「遼餉」の供給に直接携わる。崇禎元（一六二八）年から同三年にかけては華北の地方官（河南分巡道、霸州整飭兵備道）を、ひき續き同四年から八年には北邊の軍務官（山海關内監軍整飭兵備道、永平山海巡撫、宣大總督）を歴任し、とくに北邊鎮の實情（屯田の荒廢狀況等）を調査把握するにいたる。そして、父親の死に伴いこの時期一旦官界から退くものの、崇禎十（一六三七）年から同十二年八月にかけては中央の高官、兵部尙書・東閣大學士に就くまでになる。當該の「剿餉」の設置は、この時楊嗣昌が行った全國的施策の一つである。その後十二年九月より、

「督師」として湖北・四川方面の對流賊作戰の最前線に赴いて指揮に當たるが、十分な戦果を得ず、崇禎十四（一六四一）年三月朔、自分の身代りとして襄王翊銘が張獻忠に殺された事件の責任をとり、自殺する。時に五十四歳。

さて、「剿餉」策に對しては、「練餉」と對を爲して、明代より既に多くの批判が出されていた。「民怨」を甚だしく惹起したとする御史衛周胤の次の批判などは、その代表例であり、後世の史家たちは、こうした批判に依據して、「剿餉」（「練餉」）の設置を、所謂民心離反による明朝滅亡の契機と見なしてきたと言ひ得よう。

御史衛周胤言はく、嗣昌、毒を天下に流す。剿・練の餉、多きこと七百萬に至れば、民の怨み何ぞ極まらんと。（『明史』卷七八・食貨二賦役）

また、楊嗣昌自身に對する評價もおしなべて低い。前稿で既に述べておいたように、そのことは清・康熙年間における『楊文弱先生集』發刊の意圖からも、十分察せられる。即ち、奏疏・書信等だけでも一一〇〇件近くにのぼり、明・崇禎年間（特に後半期）の中央政治史に關する日本現存の最も貴重な研究資料の一つといえるその文集は、抑々、清代の子孫たちが楊嗣昌の汚名を返上する爲に編ぜられたものであった。

しかしその傍らで、後世には、僅かながらも確實に、彼の政策論について肯定的な見方をとる人々がいる。『明史』楊嗣昌傳の論贊は、「明季の士大夫、錢穀を問へば知らず、甲兵を問へば知らず。是に於いて嗣昌、才を以て顯はるるを得たり」と記しており、楊嗣昌の財政・軍事の手腕について一目おいてゐることがわかる。更には、明朝の滅亡を描いた『明季遺聞』等の纂輯者で清初・吳偉業の弟子でもあった鄒漪は、當該の増稅兵餉策に關して、流賊・滿州族への對處の爲の已むを得ない必要措置と見なし、かつそれに對して不當に低い評價を下すべきでないとして、當時の世評を逆に批判してゐる。

鄒漪曰はく、世の武陵（楊嗣昌）を議する者、指摘完膚無きに幾からん。予心に以て太だ過ぎたりと爲す。其の中樞の奏議を讀むに及びては、又未だ嘗て其の才に服し其の心を亮かにせざるなきなり。……餉を加へ民を殃はすを以て武陵の罪と爲すに至りては、則ち寇を剿つに兵を需め、兵を用ふるに餉を需むるものにして、前の督師盧象昇早に已に建議して行ふ

を請ふものなり。後の君子、未だ嘗て身に設き地に處らざるに、苛求して曰ます。恐るらくは未だ定論と爲す可からざるなり。(吳偉業『綏寇紀略』卷七「開縣敗」)

但し、楊嗣昌を辯護するこうした意見においても、「剿餉」「練餉」が「民」に加派するものという見方は依然としてうかがわれる。しかし、從來公にされている史料(『明史』楊嗣昌傳・食貨志等)の範圍内では、その捻出措置等のごく簡單な説明が認められるにすぎず、従って、彼自ら、當初より、「民」(土地所有農民等)を主たる課税對象と見なし、「剿餉」の捻出をはかろうとしていたとまでは、決して言い切れない。この點、楊嗣昌自身の著述に依據するならば、課税對象に關する彼の考え方は、當時の明末の社會に支配階層として普遍的に現われ始めた郷紳層とこそ、寧ろ關連づけるべきものと思われる。次の史料は、「剿餉」に關する嗣昌の發言の一つである。

而れども此の項(「剿餉」)の派徴は田地の糧・畝より出づ。近來田地は多く有力の家に歸し、郷紳にあらざれば則ち富民なり。毎畝分釐を派徴するは、亦是れ兼併を裁抑するの法なり。郷紳・富民に在りては、田多き者出すこと多く、田少なき者出すこと少なければ、至つて均平なり。且つ急公捐助と異ならず。夫れ窮民の本より立錫の地も無きが若きは、糧・畝に派徴すれば、害萬萬も及ぶ能はざるなり。(『楊文弱先生集』卷三二「欽奉上傳疏」崇禎十二年四月初四日題)

即ち、「剿餉」策に關しては、立案者たる楊嗣昌自身が本來その捻出についてどのような意圖を有していたのか、とりわけいかなる階層に重點をおいて、「剿餉」の銀兩を徴收しようとしていたのか——この點を中心に、再考すべき餘地が残されていると考える。と同時に、前掲の「因糧」その他の「剿餉」の捻出策の内容は、かかる課題を念頭におきつつ、楊嗣昌自身の敘述にもとづいていま一度具體的に明らかにされねばならないと考える。

以下、本稿では、楊嗣昌における「剿餉」立案にいたる經緯をはじめとして、兵餉銀の供給方法、なかんずく捻出方法等々、「剿餉」の設置計畫の全貌を可能な限り復元し、さらには、そこに映し出される嗣昌の財源に對するとらえ方に留意して、當該施策のもつ性格を検討する。主に據る史料は、東洋文庫所藏の手抄善本、楊山松等編輯、前掲の『楊文弱先生集』全五十七

卷・三十二冊、目録一冊であり、そこからの引用については、文集名記述乃至「聖旨」の年月日等に關し、例えば次のように略記する。

○『楊文弱先生集』卷九「犬馬十年遇主疏」崇禎十年三月二十七日奉聖旨→卷九「犬馬十年遇主疏」「聖旨」崇一〇、三、二七

先ず、「剿餉」の設置にいたる直接の經緯を明らかにすべく、崇禎十年兵部尙書就任の當初に楊嗣昌が發表した主な戰略計畫をとりあげ、かつそれにもとづいて、これまで全くふれられてこなかった「剿餉」独自の兵餉銀の供給方法について述べることにしたい。

### 一 「剿餉」設置への經緯とその供給策

宣大總督任官中に父楊鶴の死にあい、その喪に服する爲、歸郷していた楊嗣昌のもとに、中央より兵部尙書就任の命がとどいたのは、崇禎九（一六三六）年十一月十九日のことであつた。<sup>9)</sup> 彼はそれに對し、數回辭退の意を表したものの、その後崇禎帝の再三にわたる召還の「聖旨」を受け、ついに翌十年三月、京師に赴いたのであつた。<sup>10)</sup>

時に反亂情勢は、次のような推移を見せていた。天啓七（一六二七）年、陝西北部に端を發した民衆の蜂起は、崇禎四（一六三一）年にいたつて主だった反亂軍だけでも三十六を數えるほどになり、その勢力は同六年、ついに黄河を渡り中原に進攻を開始した。そして八年、ほぼ倍の規模にふくれあがつた反亂勢力は、指導者高迎祥のもと、東は長江以北の安徽、西は甘肅にかけて激しい流動戦を展開し、その中で安徽鳳陽府の皇陵をも焼きはらう。これに對し當時の明朝中央は、總督洪承疇・總理盧象昇らを中心に大軍を以て當たり、ようやく崇禎九年七月、高迎祥を逮捕處刑するのに成功した。逆に、これ以降、反亂

勢力は中樞を失った形となり、翌十年に入る頃には、張獻忠を中心に河南・湖北、李自成を中心に陝西・甘肅と、東西に分裂縮小する氣配を見せ始めた。但しこの時、河南等では流賊に呼應する土賊の活動が、次第にその勢いを増すようになる。

一方、北邊を劫かす滿州族にも新しい動きがおこっていた。崇禎二年に北京周邊にまで迫った滿州族は、その後山西北部での侵犯を斷續的にくりかえしていた。だが同九年十二月、一轉して朝鮮への侵攻を開始し、翌十年一月には自らの屬國として完全に朝鮮を制壓し、それによって明朝の國境を新たに東方から劫かす構えを見せる。<sup>(11)</sup>

このような情勢を背景に、楊嗣昌は、中央に山積する内外の諸問題の解決の爲、逸早く三つの方針を打ち出す。

方今時勢多難なるも、微臣は才力短淺、中樞は任大きく責重し。……惟草茅より來たり、幽隱の情狀を目撃し、次第の工夫を審思するに、必ず内を安んじ方めて外を攘け、必ず食を足らはし然る後兵を足らはし、必ず民を保んじて斯ち能く寇を盪ふ。此の三者、今日證治の切、根本の圖たるが似し。(卷九「犬馬十年遇主疏」「聖旨」崇一〇、三、二七七)

第一の方針(傍線部<sup>a</sup>)は、「憂去」し郷里に居た時後任の宣大總督梁廷棟の發言を批判的に見ながら構想したものであり、先ず反亂を鎮壓しその後滿州族を退けようとする意味である。しかも同時期の別の疏には「外を攘くを求むること之れ至つて急なれば、先ず内を安んぜざるを得ざるのみ」とあり、楊嗣昌としては、くりかえし侵犯を續ける滿州族の動きを封じる必要性を重々知りつつ、敢えて先ず國家の根幹に關わる國內問題から解決しようとしていたことが推察される。そして、かかる第一の方針遂行の爲の留意點としてとらえられるのが、第三の方針(傍線部<sup>c</sup>)民生の安定である。ここにおいては、彼が當時の民衆の或いは全般的な窮乏状態に對して、救済の意志を有していたこともうかがわれる。

さて、第二の方針(傍線部<sup>b</sup>)であるが、後の史料(六〇〇頁)にも示すように、この言は孔子の「民」「食」に關する論に據っているものの、實際その意味する處は、

但、將を遣はし兵を調すること、臣部(兵部)の職掌に屬すと雖も、而れども根本は先ず餉を足らはすに在り、綱領は全く人を得るに在り。(卷九「敬陳安内第一要務疏」「聖旨」崇一〇、四、二二)

と兵部尙書就任の言にもあるように、兵餉の確實な供給であったと見なされる。しかもこの考え方は、楊嗣昌の中にかなり以前からあり、その端緒は、既に萬曆末の戸部江西司員外郎時における次の發言の中に認められる。

臣、庸懦の書生にして、戸部に備員せらる。……軍機進止、臣未だ敢へて與聞せずと雖も、然れども一兵有らば、必ず一餉を責むべし。(卷一「陳言兵餉疏」萬四七、八、二二)

當時、「遼餉」の供給に携わっていた彼は、未だその政策が軌道にのらぬ内から續々と兵部等より増兵案が出される事態のもとで、この「一兵には一餉を」の考え方に終始徹して「今日の兵、徵調召募もて乃ち二十餘萬に至らんとす。餉何に従りて出ださん」と主張し、「遼餉」供給の限界を考えない無謀な悪案として強く増兵に反対したのであった。結果的にはこの時の論争に敗れついにはその十分な供給も爲し得ないまま職を辭してしまふ彼であったが、缺餉問題を克服して何とか兵餉の完全供給を計ろうとする意圖は、そのまま後の楊嗣昌の最も主要な方針の一つとなつていったと言える。再度官界に入り北邊軍務官となつた崇禎四(一六三一)年、彼は、北邊一帯で「邊餉」の缺配が慢性化しつつある狀況を察知するや、東北の防衛の爲ばかりでなく、發生してまもない西北の反亂軍・流賊の鎮壓についても、豫め兵餉を充足した大量の官兵の投入こそが肝心であると主張する。當時陝西總督として對流賊戰線を指揮していた父鶴の任務について、嗣昌は次のように言う。

邊郡窮荒し、軍の餉を饑えしむること、積むこと漸く年久し。西に生まれ西に死すべき者、之れを誅するに勝ふ可けんや。就し誅するに勝ふ可くんば、必ず大兵大餉を用ふべし。先ず、數十萬人を以て數十萬人を食らはし、後に、能く數十萬人を以て數十萬人を殺さん。(卷四五「上某執事」崇四)

即ち楊嗣昌は、こうした體驗・認識を経て、兵部尙書の任に臨んだのである。事實、就任に際して彼は、それまで堅持してきた兵餉に關する自論又嘗て受けた自身への批判をもふりかえり、「兵・餉不分」とも言い得る立場をとる必要性を改めて自覺していた。次の史料は、彼が京師への途上に認めた書簡の一節である。

昌、昔餉司たりしとき、之れを議る者曰はく、餉を越え兵を談ずと。今未だ樞署を望まずして、又兵を越え餉を談ずるな

り。嗚呼、兵・餉果たして二物ならんや。餉を爲す能はざれば、則ち兵を爲す能はず。何を以て治兵の任を冒さんや。

(卷四六「興戸兵兩科」崇一〇)

かくして楊嗣昌は、以上に掲げた三つの基本方針にもとづいて、四月に入ると早々に「敬陳安内第一要務疏」と題し(以下戰略計畫第一案と呼ぶ)、「十面の網」と稱する一大包圍作戰を中心にした對流賊戰略計畫を發表する。「十面の網」とは、長江流域以北のほぼ全域において、各地の巡撫が隨時攻撃・防禦を行つて包圍網をつくり、更にその中で總督・總理の官軍が流賊を徹底的に追討する作戰をいう。

一、賊を圖るの勢を審らかにす。議し得たるに、……當に陝西・河南・湖廣・鳳陽を以て四正面と爲し、此の四巡撫、之れが與に兵を計り餉を計り、之れに責めて分ちて剿を任はしめ而して専ら防を任はしむべし。又延綏・山西・山東・應天・江西・四川を以て六隅面と爲し、此の六巡撫、其の見兵・見餉を查し、之れに責めて時に分ちて防がしめ而して時に協はせて剿せしむべし。是くの如くして十面の網張るなり。却りて總督・總理の二臣を用ひ、賊の向かふ所に隨ひ専ら剿殺を任ふの官と爲す。

また、このような廣域的作戰とともに、楊嗣昌は、土賊の蜂起、緊急の用兵への對處の爲、各地域における民兵・郷兵の組織化をも計畫する。そして彼は、これらの作戰用の兵力として、とりわけ官兵においては總計十二萬が新たに必要であると主張し、その上で、次に示すように、二百五十萬を超える銀兩を官兵の兵餉として要求するのであった。

一、賊を平らぐの餉を處す。議し得たるに、兵馬未だ到らずとも糧草は先に行かしむること、古語に之れを志す。試みに孔子の子路と政を論ずるを觀れば、必ず先に食を足らはし而る後兵を足らはす。曰むを得ざるに至りては、必ず先に兵を去かしめ而る後食を去かしむと。理、至つて明らかなり。今議すらく、官兵十二萬、歩兵一名毎に日ごと五分を給し、兵七萬四千名を計るに、銀一百三十三萬二千兩に該たる。馬兵一名毎に草料を連はせ、日ごと一錢を給し、兵三萬六千名を計るに、銀一百二十九萬六千兩に該たる。以上共に銀二百六十二萬八千兩なり。

前掲第二の方針に明らかにもとづくこの兵餉案は、つづく四月中旬の補正案(卷一〇・同名疏、「聖旨」四月十六日。以下戦略計畫第二案と呼ぶ)において、鳳陽・承天府等の皇陵防衛の官兵一萬を追加して十二萬の額數を整え、それに伴ない總計二百八十萬八千兩の増餉案として確定する。これが楊嗣昌の「剿餉」に關する最初の發議である。

但し、ここで筆者が注目したのは、この二百八十餘萬兩の兵餉銀の供給に關して、楊嗣昌が従前の増餉策にない行政的な措置を講じたことである。措置の経緯は、前にも述べたが、彼が戸部官の時に「遼餉」政策に深く關わり、しかし不本意にもその十分な供給を行ない得ず任を辭した経験にもとづくと思われる。即ち楊嗣昌は、動もすれば供給不足に陥る當時の「遼餉」策について、兵餉銀の管理・運搬の面では、衙役の中飽の甚だしい布政使司を経由する方式に對しては非常に否定的であつた。<sup>(19)</sup> 他方支給の面では、「實兵」に對する「實餉」の支給(官兵の量・質を確定した上で然るべき官兵に兵餉を與えること)を原則として、もっと徹底化すべきだと考えていた。<sup>(20)</sup> つまり、「遼餉」についてのこうした批判をふまえた形で「剿餉」の設置ははかられたのである。例えば楊嗣昌は、「十面の網」において各地に配屬される「新・舊」の官兵の數を豫め詳細に調査把握した上で、「新兵」にのみ「剿餉」を絶えず支給し續けるようとくに指示を與えている。<sup>(21)</sup> そして、上述の管理面での問題を中心に、従前の兵餉の供給機構の抜本的改善をねらつて計畫したのが、兵餉統轄の専任官、戸部より派遣される「督餉大臣」の設置であつた。楊嗣昌は前述の戦略計畫第一案の中で、成化元(一四六五)年における兩廣の「蠻寇作亂」に際し當地の兵餉整理の爲戸部侍郎薛遠が派遣された前例を挙げ、同種の官が今日再び必要であると説く。その上で同第二案においては、「督餉大臣」なる官を中心に片や各地方の總督・巡撫・分守道<sup>(22)</sup>を以てする、既存の布政使司經由の稅糧徵收機構とは異なる独自の「剿餉」の集積経路をつくるべき旨を、以下のように記している。史料冒頭の「溢地・因糧」は、「剿餉」の捻出策を指し、説明は次章において行う。

即今<sup>(23)</sup>溢地・因糧の議、確當ならば、亟かに大臣一員を須<sup>(24)</sup>ひ督理せしめよ。加ふるに専勅の崇銜を以て省直の督餉を節制せば、方に力を殫<sup>(25)</sup>くし責成せしむ可し。其の駐居に適中の地は、議擬するに、湖廣の黃州・南直の安慶・河南の汝寧三府に

して、督餉大臣の自ら長便なることを酌するに憑るを聽す。應に用ふべき吏書・承差門皂等の役は、三省撫院の見役の人員の内に就きて撥給し、必ずしも別に工食を措かず。一應催餉の事宜は、各該の督撫に通行するを除くの外、仍ほ専ら省直の守道に責めて單主承行せしめ、各布政司を経繇し以て因循玩誤するを致すを得るなからしむ。(卷一〇「敬陳安內第一要務疏」「聖旨」崇一〇、四、一六)

そして、兵餉問題に焦つて述べられた、戰略計畫第三案とも呼び得る「兵餉遵旨熟商疏」(卷一〇「聖旨」崇一〇、四、二二)には、この官への戸部侍郎傅淑訓の推擧の外、當該の職掌の具體的内容が列記される。即ち楊嗣昌は、次章で説明する「寄學監生事例」を初め、次の史料に示すように、遠隔地への「剿餉」銀の轉送、新設の爲各地の徵收額に不揃いが豫想される「剿餉」の支給調整、並びに「剿餉」と「邊餉」及び各府州縣の自衛の爲の官兵の兵餉との辨別整理を記している。

必ず督餉「大臣」を用ふる所以は、何ぞや。省直、餉銀を措處するに、軍前を去ること、近き者は、其の徑ちに解るを責め、遠き者は、須く轉輸せしむべし。假如雲南・廣東ならば、解りて督餉衙門に至らしめ、總督・總理に咨會して官を差はし領運せしめ、隨ちに自ら兵を帶る護防せん。是くの如からずんば則ち達する能はず。須く督餉、之れが收發を爲すべきの一なり。錢糧、既に舊額にあらざれば、各處、完解は齊しからず、……督・理・各撫をして均調接濟し、偏缺偶斷の虞れ無からしむ。須く督餉、之れが劑量を爲すべきの二なり。用兵の處所、急有れば則ち解部の銀を留むるも、何に撥抵を作すやを問はずんば、以て九邊の新・舊の二餉、遲悞し前まざるを致す。……既に剿賊の兵を濟ひ、九邊の餉をも誤たず。須く督餉、之れが剖分を爲すべきの三なり。各處、零星なる自守せる二百三百の兵は、原より應に本地の設處供給すべきものなり。萬一府州縣、任便(任意)に部題の剿餉を那用し、一概に朦朧として報ぜずんば、正項の軍需に缺乏せん。須く督餉、之れが釐用を爲すべきの四なり。

即ち、「剿餉」二百八十餘萬兩の設置は、兵部尙書楊嗣昌が、戸部屬官の時から缺餉問題に對して常にもち續けていた「兵餉不分」の考えにもとづいて、崇禎十年四月、「十面の網」なる對流賊大包圍作戰の實施の爲の官兵十二萬の兵餉供給策と

してうち出されたものと言ひ得よう。そして、敢えてくりかえすならば、彼自らの「遼餉」策への批判に立って、兵餉の専任官「督餉大臣」を設置して獨自の経路で供給を行うべく計畫された施策であった。因みに、前述の戰略計畫第三案に對する崇禎帝の裁可が下るや、當該の官職は、「督餉侍郎」と名稱を改められ、傅淑訓、張伯鯨らによって實際に擔われるようになる<sup>(23)</sup>。管見の限りでは、それは楊嗣昌が「督師」として對流賊最前線の指揮に當つた時——崇禎十四年初めまでは、前記の諸機能を果たすべく設けられている<sup>(24)</sup>。つまり、「剿餉」の設置は、これまで言われてきているような、「遼餉」の如き兵餉の増徴のみを意味するものではなかつた。萬曆末期からの「邊餉」の缺配という事態に直面し、その全國に及ぶ、より確實な供給を期して、具體的な行政的措置——即ち「督餉大臣」の新設をともなつた増餉策であつたのである。

では、「督餉大臣」の統轄のもとに供給される「剿餉」の銀兩そのものは、一體いかにして捻出されるのであろうか。次に、本稿の中心的課題である「剿餉」の捻出策について述べることにしたい。

## 二 捻出策とその特徴

楊嗣昌がはじめて「剿餉」の捻出方法について語つたのは、前掲の戰略計畫第二案「敬陳安内第一要務疏」(「聖旨」崇一〇、四、一六)においてであつた。ここで、本捻出策の特徴をより明確に把握すべく、「遼餉」設置以降この時に至るまでの、兵餉捻出を目的とした一連の増税策についてふれておこう<sup>(25)</sup>。

萬曆末年、遼東地方において滿州族との戦端が開かれ、しかもその軍費が日を逐つて嵩むようになるや、明朝中央は、萬曆四十六(一六一八)年から同四十八年にかけて、通算の率にして毎畝銀九釐、總計五百二十餘萬兩の田土に對する加派を斷行し、兵餉の捻出をはかつた。これが「遼餉」の始まりである。そして以後崇禎三(一六三〇)年にいたるまで、五百二十餘萬兩なる額を「歲額」として毎年課していく。だが、三年十二月の滿州族の山海關突破を機に、兵部尙書梁廷棟の要請のもと、

翌四年には毎畝銀三釐の追加が決定される。この時、天啓元（一六二一）年以來併設されてきた鹽課・關稅の加派に關する増徴をも含めると、毎歲の加派の總計は、七百四十萬兩にまで達したという。さらに崇禎五年には、慮象昇の議になる、對流賊戰用の兵餉にも援用される銀兩の調達が始まる。後に「助餉」と稱されるこの策は、とくに郷紳乃至富民層を對象にした加派即ち「宦戶の田賦に十の一を加へ、民の糧十兩以上のもも、之れを同じくせん<sup>26</sup>」と規定されるものであった。但し同八年には、その徵收率は凡そ稅糧一兩につき銀一錢におちついたといわれる。

このような増餉策が既に實施されていたが故に、楊嗣昌が前の戰略計畫第一案にてさらに新たな「剿餉」を要請すると、逸早く朝廷内部では論議がおこった。「楊文弼先生集」によれば、「剿餉」の檢出に關する大方の意見は、當時各地方に留め置かれてあつた稅糧たる「存留」銀を以て援用せよというものであつた。例えば、戶部尙書程國祥は、內帑金による補助も無く「民」への加派も行わないのであれば、「剿餉」二百八十餘萬兩の緊急の調達は、殆ど「存留」銀に依るほかないという。殊に、各地方の官兵が隊伍を解散した場合、その餘つた分の兵餉（「存留」銀を以て充てられた兵餉）を「剿餉」に向けるとともに、未だ流賊の害を被むらない地方又は兵の調用を命ぜられていない地方から、順次「存留」銀を集めることができると説く<sup>27</sup>。崇禎帝も、同様な見解をもつていた。次の史料はやや後のものであるが、崇禎十年四月二十七日、帝は楊嗣昌を召して、「剿餉」の檢出方法に關し次のような議論を交している。

上曰はく、朕、赤曆の條鞭<sup>28</sup>を覽るに、各處の存留儘く多し。以て地を借ること一年、充てて兵餉と作す可けん。臣嗣昌奏すらく、各處に存留せる錢糧は、官吏・師生の俸廩を除くの外、惟だ宗祿の一項多きを爲す有るのみと。上曰はく、宗祿の一項に止まらずと。臣嗣昌奏すらく、其の次は即ち是れ軍餉なり。乃ち各處の防海・防江・防倭・防礦等の項の用ありと。上曰はく、還に各項の甚<sup>な</sup>の多き有らんと。臣嗣昌奏すらく、遼事有りしより以來、抽扣・搜括・捐助は、都て是れ存留の裏面<sup>うち</sup>より出來する<sup>ま</sup>的<sup>も</sup>なり。如今些か有りと雖も、須<sup>かなら</sup>ずや大事を濟<sup>す</sup>ふなからんと。（卷四三「丁丑四月二十七日召對」）

この史料には、崇禎帝の意向とともに、嗣昌の「存留」銀援用についての考え方も明らかにされている。即ち嗣昌によれば、

「存留」銀の援用は既に廣範圍に行われており、それは宗室の祿糧をはじめとして、海城・河川城、又倭寇・礦盜等に對する防衛用の軍費、更には滿州族との戰役の爲の様々な臨時の費用の捻出（抽扣・搜括・捐助）にも多く使われているとする。つまり、この上「存留」銀を「剿餉」にまで活用できる餘裕など殆どないと、極めて否定的にとらえていたのである。

かくて楊嗣昌は、自らの考える「剿餉」の捻出案を、前述の「督餉大臣」の新設にからめ、戰略計畫第二案の中で次のように提示する。

該臣（楊嗣昌）等覆するに、……即今溢地、因糧の議、確當ならば、亟かに「督餉」大臣一員を須ひ督理せしめよ。加ふるに專勅の崇銜を以て省直の督餉を節制せば、方に力を殫くし責成せしむ可し。……（前掲六〇二頁）

それでは、この「溢地・因糧」とは、一體どのように「剿餉」銀を捻出する方策なのであろうか。そこで以下、楊嗣昌がそれらについて具體的に説明している戰略計畫第三案「兵餉遵旨熟商疏」（卷一〇「聖旨」崇二〇、四、二二）、及び上述の四月二十七日の「召對」における發言を各々適宜列擧し、その特徴を指摘してみたいと思う。

先ず、「因糧」と稱する策に關しては、第三案に次のように記されている。

則ち因糧の一項の如きは、臣、草茅より來たりて博く省直の輿論に詢ふに、原形五兩以上に銀若干を加ふと。若し之れを貴宦・富家より取らば、以て辨じ易しと爲すと雖も、知らざりき、豪宦の花分詭寄、久しく已に查し難し。一大省毎に算じ來たるも、四、五萬兩に過ぎず、能く濟すこと幾何ならん。今惟へらく、「稅糧」五兩の上下を分たず、一例もて通く因りて量輸すれば、則ち富貴毫も隱漏するなし。而も窮民本より立錐に乏しければ、何に従り、派及ばんや。此れ、人丁もて加派し頭會箕斂する者と同じからず、灼然と行ふ可き者の一なり。

これに對する崇禎帝の「聖旨」に「這の因糧輸餉、五兩の上下を論ぜず、一例もて通く輸すこと」とあることから、「因糧」とは、「因糧輸餉」（糧に因り餉を輸す）の略語、稅糧の額に應じて兵餉を供出する意味と解せられる。但し、楊嗣昌の言によれば、五兩以上の納稅者を對象とする「因糧輸餉」は、既に行われていることになる。これは、前述した従前の増稅策の中の、盧象

昇の「助餉」を指し、「助餉」が實施後まもなく戸部尙書侯恂らの提言——民糧に關しては五兩以上の納稅者へ基準をひき下げよう提言した事情にもとづくものと考えられる。つまり楊嗣昌は、それまでの「助餉」型の「因糧輸餉」策に依る限り、なおかつ「花分詭寄」（自己の田土を細分して他人の名義とし、それによって稅役の負擔を免れようとする行爲）を行う「豪宦」乃至「富貴」からの徵收は殆ど見込めないという。それ故、五兩以上とそれ以下との間に線を引く従前の方式を改め、一律に全ての土地所有者から稅糧（田土）の多寡に應じて兵餉銀を供出させる方式を採るよう提議したのであった。しかも、この方式が「人丁」を對象とし、その數にもとづいて徵收するものでない以上、「窮民」の害にはならないことも明記する。そして、加派の基準並びに徵收總額の具體的數値に關しては、嗣昌の郷里湖廣地方で當時行われていた、米の臨時徵收の例に照し合わせ、四月二十七日の「召對」にて次のように提示する。

臣嗣昌奏すらく、……大約省直の地方、兵荒殘破のところは派を免ずるを除くの外、其餘は、湖廣に見行せる派米の事例に比照し、田一畝毎に米六合を派し、米一石毎に銀八錢に折す。一百九十餘萬を得可しと。

即ち、楊嗣昌のこうした「因糧」策の特徴は、第一に、對流賊戦用の兵餉の加派策として實質的起點をなす「助餉」に比して、兵餉銀の負擔が全土地所有者に及ぶようになった點にある。嘗て「遼餉」の設置（田土一畝を基準に一律に加派する）に際して稅率の事實上の引き上げが行われたが、ここ「剿餉」の段階にいたって再び同様な事態がおこったと言えよう。「剿餉」策にかかる「因糧」の内容が含まれていたからこそ、「剿餉」策に對する當代・後世の批判として、「民怨」等、「民」（文脈から中小自營農民と解せられる）をめぐる問題が、冒頭に示したように、強く指摘されたと考えられる。第二に、しかしながら、なぜ彼においてはこうした「因糧」策を立てねばならなかったのか。そこには、郷里において自己の田土額を偽って不當に稅役を免れ農民に負擔を轉嫁する「豪宦・富貴」（郷紳）から、絶対に兵餉銀を供出させようとする強い意志が看取れる。つまり、楊嗣昌は、かかる「豪宦」をはじめとするすべての郷紳から兵餉を供出させる爲に、敢えて全土地所有者による稅額に應じた（實質的には田土一畝を基準に派徵する所の）「因糧輸餉」を行おうとしたと思われる。この點、徵收方式とは反對に、檢出の意圖からすれば、

「剿餉」は、盧象昇の「助餉」の主旨〔宦戸・富民からの供出〕をより徹底すべく忠實に受け継いだとさえ言い得よう。第三に、直接捻出の件とは関わらないが、寧ろ楊嗣昌の施策全體に關わるものとして、彼の郷里湖廣地方との連關性があげられる。嗣昌が行った全國的規模の施策・計畫としては、「剿餉」の外に、崇禎十一（一六三八）年からの「聖旨」にもとづく全国各地の城壁補修計畫、及び冒頭でもふれた同十二年からの所謂「練餉」策がある。實は、この二つは、楊嗣昌の郷里における直接・間接的經驗をふまえて立案されたものであって、前者は、出身地湖廣常德府城の改修計畫（彼自身の起草）を下地とし、後者は、同府で行われた衛所の屯田への加派策<sup>34</sup>が援用されている。「剿餉」についていえば、「因糧」策の「湖廣」に見行せる派米の事例<sup>35</sup>に見出せるのであって、彼の政策は、いずれも郷里における經驗を基礎に行われたものであった。

以上の「因糧」策は、實施決定と同時に崇禎帝によって「均輸」と名を改められる。全土地所有者からの供出という點が、目に見えて前策「助餉」と異なっていたからであろう。しかも帝は、「はじめに」の史料（五九四頁）でも示しておいたように、この策によって「民」（中小自營農民）が新たに加派の對象枠にくみ入れられたことを慮り、新餉がその「民の爲に害（流賊）を去<sup>36</sup>くの意」を具えるものであることを全國に敢えて布告している。しかしながらその反面、崇禎帝は、「豪宦」をはじめとする全郷紳から兵餉銀を供出させる<sup>37</sup>考えに關しては、「均輸」の「均」にその意をも含ませたのであろうが、結局一言もそうした楊嗣昌の意圖に言及することはなかった。「因糧」策が「専ら」民より兵餉銀を供出させる政策<sup>38</sup>とする誤解を導き、かつその點についてののみ批判が集中するという狀況をうみだしていったことの背景には、このような事情も關係していたように思われる。

次に、かかる楊嗣昌の意圖を、いま一つの「剿餉」の捻出策、「溢地」において檢證してみることにした。この策についての説明は、戰略計畫第三案の中に、次のようにある。

溢地の一項、臣、戸曹に任せられし日、頗る田賦の隱情を諳<sup>そら</sup>んず。大抵、部の派せし遼餉は、萬曆六年の省直の田土に照して加編し、藩司の地畝は、萬曆九年の通行せる清丈を経て釐革す。地の派するより多きを有する者、地は乃ち清丈すれ

ば溢るる有り、派〔額〕は舊額に因れば遺る有るなり。臣、天啓元年七月十七日に於いて、應天撫按胡應臺・田生金等の州糧准折に據有るの一疏を擬覆す。査するに、七府賦役全書に據れば、内に、太平府屬の田土多出すること一千八百五十三頃九十五畝零にして、續きて加派すること銀一千六百六十八兩零なり。徽州府屬の田土多出すること二千二十七頃にして、續きて加派すること銀一千八百二十一兩零なり。以て廣德州の敷らざるの數を補ふ。當時二府を覆准するも、今に至るも異ならず。此れ、即ち溢地の明徴にして、天下は以て類推す可し。近く廣東、七萬四千有奇を報解すれば、其餘の省直、安んぞ茫として報解するなきを得んや。此れ灼然として行ふ可き者の二なり。

「溢地」なる策の内容は、彼の戸部官の時の經驗——この記述に即せばとくに天啓元（一六二一）年の南直隸太平・徽州府に對する稅糧の追加徵收と密接に關係したものと考えられる。そこで、天啓元年の事例をふりかえると、太平府、徽州府いずれの場合も、その加派率は、每畝約八釐九毫餘りであることがわかる。提示された田土及び銀兩の額數が概數であることを考慮に入れるならば、兩者ともに凡そ每畝九釐、即ち當時の「遼餉」の加派率にほぼ一致するのである。であるとすれば、天啓元年戸部屬官として太平・徽州兩府に對し楊嗣昌が行ったことは、「遼餉」の追加徵收であったと言い得よう。又同じく右の「溢地」の項の記述に即して言えば、徵收の根據となつた「多出」分の田土額とは、當初「遼餉」が基準とした萬曆六（一五七八）年の田土の數値と、萬曆九年の「清丈」即ち張居正による全國的丈量の數値との差額ということになる。こうした内容から、當該「溢地」策の基本線を逆に類推すると次のようになる。 「溢地」とは、萬曆九年の張居正の土地丈量によつて萬曆六年當時の數値を上まわることが明らかになつた田土額（「溢」）にもとづいて、既に課している「遼餉」の實質的未納分（「遺」）を徵收し、それを以て「剿餉」に充當する策であると。但し、從來の日本の研究成果によるならば、萬曆九・十年に各地から報告された丈量に伴う増加田畝數の合計は、一、四七一、九四〇頃三四畝である。これに對して、崇禎十年當時、戸部が見積っていた「溢」地の總計は、尙書程國祥の言に「溢地の一案に至りては、各布政司冊に報解せる一百九十餘萬頃の多き有り」とあることから、一九〇餘萬頃乃至それ以上と見なされる。或いは丈量は萬曆九・十年以降も戸部を中心に斷續的に

行われたと思われ<sup>(38)</sup>る。つまり、これらの丈量により算出された田土額の總額にもとづいて、「溢地」策は實施されるにいたつたと考える。

一方、「溢地」と「遼餉」を結びつける楊嗣昌の考えは、崇禎十年四月二十七日の帝の「召對」においても見出される。嗣昌はその中で、「溢地」の徵收豫定額に關して次のように言っている。

上曰はく、溢地の一項は如何。……臣嗣昌奏すらく、臣、昔年、戸部に在りて「遼」餉を管<sup>つかさど</sup>り、頗る溢地の詳を知る。大約一省及び一大府毎<sup>ごと</sup>に計るに、溢は止だ一、二萬頃以上のみ。此れは是れ山澤の遺利、清查出來せん。原より夏稅・秋糧の中に在りて、止だ曾て遼餉を派せざるのみなれば、今該<sup>そと</sup>に補派すべきこと疑ひなし。其れ或いは每省、溢六、七萬以上に至り、每「大」府、溢三、四萬頃以上に至れば、則ち常に其の平日の肥瘠を酌し以て差等を分つべし。肥者は量りて一半を派し、瘠者は止だ三分の一を派すのみ。又或いは溢、二三十萬頃に至り、或いは前に比して倍を加へれば、就ち全ては是れ溢地にあらず。乃ち是れ丈量の弓口同じからず、大畝・小畝の説あらん。但し中間に、亦荒熟陞科する<sup>も</sup>的有らば、量りて十分の一を取るも亦過ぐと爲さず。此の項、僅かに銀四千餘萬<sup>千</sup>を得可きのみにして、前の戸部の通算せし二百餘萬なる者に比べ、大いに相徑庭ありと。

即ち楊嗣昌は、この「溢地」策において、「溢」地分に對する「遼餉」の加派を、その丈量をも含めて實施することを主張し、徵收豫定額を約四十餘萬兩と述べる。いま、この數値と、「溢」地の彼の見積り基準——「每省六、七萬頃、每<sup>(直隸屬)</sup>府三、四萬頃」を手がかりとして算出されるであろう總額との間の相關關係をさぐってみよう。「遼餉」(每畝九釐)の加派を假定し又「肥・瘠」の別をも考慮した場合のその徵收額は、凡そ最低額三十七萬八千兩から最高額七十萬六千兩の間と考えられ<sup>(39)</sup>、従つて、予定額「四十餘萬兩」をその内に含む値となる。つまり、本史料は、「遼餉」の補足徵收を念頭において一貫した解釋が可能なのである。今後傍證を必要とすると思われるが、以上の點からすれば、「剿餉」の一揆出策「溢地」とは、萬曆九年の張居正の土地丈量及びその後の斷續的な丈量とによつて、萬曆六年當時の數値を上まわることが明らかになつた田土額に

もつづいて、「遼餉」の補足徴收をはかり、その銀兩を以て「剿餉」に充當する施策であつたと推察する。

但し、楊嗣昌においては、丈量・補足徴收を行う上で、とくに留意する點があつたと思われる。前の「召對紀事」の後には、ひき續き次のような彼と帝との會話が載せられている。

上曰はく、溢地、儘有都て是れ豪富の郷紳の侵占せるものなり。〔清〕查〔出〕來するを肯んぜざる所以なりと。臣嗣昌奏すらく、皇上の言此れに及ぶこと、眞に是れ萬里の明見たりと。

楊嗣昌は、「豪富の郷紳」が他者の土地を不當に占有し又それ故丈量・徴收に抵抗していることにもつづくのが、「溢」地であるという崇禎帝の意見に同意している。この會話の後には、實は、前述の「存留」の議論(六〇四頁)が續いている。即ち嗣昌は、「存留」に依存することができない以上、かかる郷紳の抵抗を排除してでも、彼らの所有地をも對象にして「溢」地に對する徴收を行おうとしていたと考える。先の「因糧」において見出された「豪宦」をはじめとする全郷紳からの兵餉銀の供出」という楊嗣昌の意圖は、當該の「溢地」にも深く貫かれていたと見ることができよう。

彼はこの他に、「因糧」・「溢地」を補う「剿餉」の捻出方法として、「寄學監生事例」なるもの實施を提案している。前章で掲げた「督餉大臣」の職掌に關する史料(六〇二頁)には、加えて次のような記述が見られる。

因糧・溢地の二項の編輸、仍ほ未だ議を充されざるを慮り、寄學監生事例を開く。凡そ民間の俊秀なる子弟、及び廩・増・附生員の國子監に入り業を肄ふを願ふも、賊に梗げらるるに因り敢へて金を携へ自ら前まざる者あらば、各々本處に於いて文を起こし督餉衙門に赴きて上納するを許す。照身文引(身分證)を給與し、學院・道に題して通行せしむれば、監生の服色を以て暫く學宮に寄するを許す。進取を志す者有らば一體に考試し、願はざる者は賊の平らぐの後を候ち、仍に國學に詣き業を肄ふを聽す。此くの如くんば、則ち富宦の子弟、風を聞きて來たり、以て編輸の及ばざる所を濟ふ可し。須く督餉「大臣」、之れが招納を爲すべきの五なり。(兵餉遵旨熟商疏「前掲」)

つまり、「民間の俊秀なる子弟」、及び廩膳生・増廣生・附生等の生員層を直接の對象として、それらの中で國子監に入學を

希望する者は、上京にあたり流賊の妨害が豫想される爲、必要の金錢を「督餉大臣」の衙門に納めることによって監生の服装で各學校に暫時寄留することを許可するというものである。そして、そこで得られる銀兩を以て、「因糧」、「溢地」が認められない場合も含めてそれらの不足分を補充しようとするのが、この「寄學監生事例」の役割と言えよう。こうした「事例」は、第一義的には、國子監生の身分取得の爲の銀兩を「督餉衙門」にて集めるものと特徴づけられる。従って、田土額にもとづき銀兩を徴収する前述の「因糧」・「溢地」とはこの點で明らかに異なる。しかし他方、そこに見通されている財源に目を向けるならば、楊嗣昌は、上述の諸層の内でもとりわけ「富宦の子弟」の應募に期待をよせていたことが、史料からうかがえる。即ち、「寄學監生事例」においても、楊嗣昌の眼は、主として官僚を輩出する地方の富裕層たる郷紳に注がれていたのである。正に、かかる財源についての見方こそは、「因糧」・「溢地」に共通して認められた意圖、郷紳からの兵餉銀の供出と軌を一にするものととらえられる。

以上に述べた「因糧」、「溢地」、及び「寄學監生事例」が、楊嗣昌が「剿餉」を提議した當初よりはっきりと打ち出していた所のその檢出策である。従來、當該の檢出策は、『明史』楊嗣昌傳に列記される「因糧」、「溢地」、「事例」、「驛遞」の四種として説かれてきた（はじめに）。だが、『楊文弱先生集』による限り、「驛遞」（驛遞銀の削減とその兵餉への充當）は當時期の楊嗣昌の案文の中には全く認められず、次年度の案の内にかろうじてそれに比定されるであろう項目が見られるにすぎない<sup>(40)</sup>。筆者は、既に崇禎二年にほぼ同じ内容の施策が行われていることに鑑みて、楊嗣昌は、後に「剿餉」の供給が滞るようになるや、過去に實施された驛遞銀援用策「驛遞」を再度行おうとしたのではないかと推測する。従って、「剿餉」獨自の檢出策は、上述どおり、「因糧」、「溢地」、「寄學監生事例」の三種と考えられ、しかもいずれにも、「郷紳からの兵餉銀の供出」という楊嗣昌の檢出の意圖が見出されることを、ここに改めて記しておきたい。

さて、これまで述べてきた事柄をもとに、崇禎十（一六三七）年四月、兵部尙書楊嗣昌が自らの「兵・餉不分」の考えによ

って提議した、「十面の網」作戰の爲の「剿餉」二百八十萬八千兩の設置の内容を、その銀兩の供給、檢出方法各々についてまとめるならば、凡そ次のようにならう。

〔供給方法〕萬曆末期から北邊を中心に「遼餉」等の缺餉問題が深刻化した原因が、その供給方法にあったことに鑑み、「剿餉」は、戸部より派遣される「督餉大臣」（「督餉侍郎」）の統轄のもとに、更なる確實さを期して供給するよう計畫された。即ち各地方から送られる兵餉銀は、既存の（布政使司を経由した）税糧徵收機構を利用することなく、分守道―巡撫―總督の經路を通じて、一旦「督餉大臣」のもとに收められるとした（但し近距離の供給に關しては直送）。他方その支給も、「督餉大臣」の手を經て行われ、殊に遠隔地への輸送、各地方への兵餉銀の配分、「邊餉」等との辨別整理などについて重點がおかれた。

〔檢出方法〕独自の具體的方策は三つである。第一は、凡ての土地所有者から税額（實質的には田土額）に應じて兵餉銀を供出させる「因糧」、第二は、萬曆九（一五八一）年及びそれ以後の丈量によって、萬曆六年當時の數値を上まわることが明らかになつた田土額にもとづいて「遼餉」を補足徵收し、その銀兩を充當すると推察される「溢地」、そして第三が、國子監生の身分取得の爲の銀兩として「督餉衙門」に納めさせ、畢竟、上記二策の不足分を補う「寄學監生事例」である。従來「剿餉」の檢出策については、「因糧」における「全土地所有者（中でも「民」）からの供出」の面がその實施當初より非常に大きくとりあげられた爲、そこにまた檢出策全體の意圖も恰もあるかのように見られてきた。しかし、敢えてくりかえすが、「因糧」・「溢地」・「事例」には、その實、共通して「郷紳層からの供出」という意圖がはっきりと認められる。即ち「因糧」における「豪宦・富貴」、「溢地」における「豪富の郷紳」、「事例」における「富宦の子弟」などである。故に、「剿餉」の檢出方法全體に及ぶ主要な意圖は、寧ろこの點においてとらえるべきと考える。

かくて、楊嗣昌の「剿餉」案は、最終的には崇禎十年閏四月上旬に帝の裁可を受け、當面一年間という條件を付されて實施の運びとなる。<sup>(43)</sup>ここに、「剿餉」を物的基礎とし「十面の網」作戰を主軸とする明朝の大攻勢―實質最後の全國規模の流賊に對する反撃が、開始されようとするのである。<sup>(44)</sup>

しかしながら、楊嗣昌は、「剿餉」の檢出にあたって何故上記の如く各地域の郷紳層から——ややたち入って言えば、「豪宦」・「豪富の郷紳」と呼び得る郷紳群に重點をおき、兵餉銀を供出させようと考えたのであろうか。筆者は、楊嗣昌がこのように「剿餉」の財源をとらえる契機を、彼の郷紳としてのあり方——とりわけ郷里にあって流賊に對する防衛を中心的に擔ったその活動の中に見出せるように思うのである。そこで最後に、郷里湖南常德府における郷紳楊嗣昌のかかる活動の一端を示しながら、當該の「剿餉」の財源に關するとらえ方（「豪宦」をはじめとする全郷紳から供出させること）が、彼自身の中でうみだされてくる所以について考え、かつそれにもとづいて、「剿餉」設置の意義にふれることにしたい。

### 結びにかえて——財源のとらえ方より見た「剿餉」設置の意義——

郷紳楊嗣昌が郷里において最も精力的に流賊に對する防衛に當たったのは、實は、本「剿餉」設置の前年、崇禎九年父鶴の喪に服する爲歸郷していた時であった。彼はそこで、常德府城の改修工事に自ら着手しようとする。清・康熙十（一六七一）年序刊本『鼎修常德府志』卷一「城地」の項には、その間の事情について次のように記されている。

崇禎十年、郡人楊太傅嗣昌、常德府の城垣、並びに各門の城樓・敵臺を鼎建す。是より先、流賊、秦中由り蔓延し、河南に至り黃河を過ぎり、將に楚界に抵らんとす。時（崇禎九年）に太傅楊公、一夜、坐して、白氣一道、直に（まっすぐ）翼・軫の間を犯すを見る。公奮起して曰はく、賊氣、將に吾が郡に及ばんとす。急ぎ修城せざる可からずと。値またま巡方御史白士琳、常「德」に詣る。少傅（楊鶴）の艱に丁たるを以て家居すれば、呈稿を作り、紳衿に授く。「紳衿」白公の前にて公擧（一同で申し出る）すらく、其の呈稿切實にして、載せて日歴の内に在り。而も規畫・調停、井然として皆な實濟を成すと。白公、其の事を廉べ、以て之れを奏す。太傅、貲費大巨なるを以て、鎮遠（地名）の總稅を撤し、暫く河の下に收めしめ、清廉の司理陳景願を以て之れを管らしむ。……工完すれば即ち河稅を撤し、仍た鎮遠に歸す。公帑を費

やさず、民力を勞せず。

また、この修城の件については、楊嗣昌の言葉としても、次のものが残っている。

臣郷、常德一府四縣は、蕞爾の小邦なり。……頃者、南征北討ありて、漢土の官兵、動もすれば輒ち千に盈ち萬に盈つ。

其の間を出入するに、嗷嗷として哺を索め、洶洶として鬪を思ふ。凡そ二十載、榮藩の帶礪、忱惕し寧んぜず、土農工商、奔避するに所無し。臣、前（崇禎九年）に里に歸り、諸々の紳衿を率ひ、撫・按兩院に具呈し、本衛の絕溢屯租の銀兩を

留めて、城を繕り兵を募らんことを請ふ。（卷二五「修練屢奉勅旨疏」「聖旨」崇一、七、一六）

楊嗣昌とは、郷里常德府においては、當地の郷紳（「紳衿」）層の中心に位置し、又地方政治に對しても大きな發言力をもつ有力郷紳の一人であったことがうかがわれる。そうした嗣昌にあっては、流賊の湖廣侵攻を直接の契機として、當地域の全住民（「土農工商」）及び宗室（「榮藩」）の安全を確保する爲、その基礎となる城壁等の改修工事の計畫を自ら精力的に立案・起草したのであった。但し、この修城計畫への彼の動機について付しておく、嗣昌は、「同里の諸郷紳」にあてたこの件に關する書簡の中で「頃、聖諭あり、省直に通行して城垣を増築し、防禦の根本と爲さしめよと。至つて要著なり」と述べ、かつそれにもとづいて自ら府城の破損狀況を調べたことを記している。この點からすると、彼の動機は、地域自體の必要性もさりながら、同時に、明朝中央（崇禎帝）を中心とする國家全體の防衛計畫にも十分配慮されたものであったと見なされる。

一方、楊嗣昌の計畫の中で、工事資金の調達は、「河稅」（河川の通行稅）、「絕溢屯租」（衛所の屯田への加派）など、直接地域の「民」が負擔することのないように留意されたものであったと言える。そして嗣昌においては、萬一そこに不測の事態が生じても、その場合には、寧ろ地域の郷紳が主にそれを擔うべきだと考えていたように推察される。次の史料は、同時期、楊嗣昌が、江南への流賊の侵犯とそれに對する當地の不滿分子の呼應を慮って、専ら防江に従事する地方巡撫官の設置を求めた書簡である。彼はその巡撫の經費を、郷里で用いた上述の屯田への加派とともに、江南の郷紳の稅糧に對する加派によって捻出するよう提言している。

吾れ恐るらくは、江南の蠶孽、間に乘じ窃かに發せんことを。……然らば眞に防江を講せんと欲せば、必ず偏撫を建つべし。……郷紳の民糧もて毎兩銀二錢を加へ、衛所の屯租もて每畝銀三分を加へ、歳々以て例と爲し、江南の數郡、之れを合はさば、約數萬金を得可し。偏撫の用に供すること、亦宜しからざらんや。(卷四六「答羅太史愴義」崇九)

總じて、楊嗣昌は、地域社會における郷紳の責務を強く自覺していた人物であったと考えられる。そしてその責務とは、彼の場合、流賊に對抗すべき防衛計畫の立案、及びその爲の他者(特に「民」)に先んじた防衛費用の供出として想起・實踐されたと見なされる。しかも、嗣昌はそうした地域防衛そのものを、中央の打ち出す國家的規模の防衛計畫と連動するものとしてとらえていた。従つて彼においては、地域防衛のかかる要を爲す郷紳は、それ自體また中央の防衛政策を實質的に支えていくべき存在であると強く認識されていたように思われる。

即ち、楊嗣昌自身に以上のような流賊に對抗する郷紳としての活動經驗があればこそ、自ら計つた中央の施策、「剿餉」の設置にあつて、彼はその主要な財源を郷紳層に求めた。そして殊更に、「豪宦」と呼ばれる郷紳群(それまで税糧の負擔などを「民」に轉嫁してきた者等)からは、より嚴格に當該の兵餉銀を供出させようとしたと考えられる。このようにして楊嗣昌の「剿餉」の財源に對するとらえ方がうみだされたとするならば、當該の「剿餉」の設置とは、地域社會における郷紳の責務を自覺する中央官僚楊嗣昌が、對流賊戦用の軍費に關して、それら郷紳の力量を凡て結集し、それに依據して明朝の存續をはかろうとした軍事的施策であつたと見なされるのではないであらうか。

しかしながら、「剿餉」策は、その客觀的役割として、「民」(小民)にも負擔を及ぼすものであつた。従つて、民生の安定を地域社會の第一義的課題と見る郷紳たち或いはその政治的黨派たる東林派からは、逸早く批判の對象となつたと思われる。『楊文弱先生集』によれば、そうした動きは、政策決定とほぼ同時に始まつている。そしてこのことが、その後崇禎十一・二年にかけて、中央・地方を問わず本格的に展開される楊嗣昌に對する批判(所謂「奪情」、流賊の招撫・滿州族との講和方針などに對する批判)をひきおこす、重要な素地となつたと考えられる。

注

- (1) 谷口規矩雄「李自成・張獻忠の亂」〔『中國民衆叛亂史』三 平凡社一九八二〕、山根幸夫「大西政權と紳士層の對應」〔『明清時代の政治と社會』京都大學人文科學研究所 一九八三〕等。
  - (2) 佐藤文俊著『明末農民反亂の研究』(研文出版 一九八五)。
  - (3) 萬曆四十六(一六一八)年以降設置された兵餉。本文「二 捻出策とその特徴」注(25)を参照されたい。
  - (4) 崇禎十二(一六三九)年に、題目に掲げた楊嗣昌が設置した兵餉。『明史』卷二五二楊嗣昌傳。
  - (5) 依據した史料は、『明史』楊嗣昌傳、及び彼の文集『楊文弱先生集』における子楊山松の注。
  - (6) 福建司主事就任の年については、未だそれを表わす史料を得ない。但し『楊文弱先生集』に當時の奏疏一件が收められており、その作成年月日、萬曆四十五年八月四日にもとづき、本文のように一應記しておいた。
  - (7) 『楊文弱先生集』について——張顯清の所説によせて——〔『東洋學報』六五・三・四 一九八四〕。
  - (8) 『明史』楊嗣昌傳にある「剿餉」の内容に関する全記述は「嗣昌：…因議兵十二萬。增餉二百八十萬。其措餉之策有四。曰因糧。曰溢地。曰事例。曰驛遞。因糧者。因舊額之糧。量爲加派。畝輸糧六合。石折銀八錢。傷地不與。歲得銀百九十二萬九千有奇。溢地者。民間土田溢原額者。核實輸賦。歲得銀四十萬六千有奇。事例者。富民輸資爲監生。一歲而止。驛遞者。前此郵驛裁省之銀。以二十萬充餉。」であり、同じく食貨志二には「剿餉」の捻出策の説明として「越二年。復行均輸法。因糧輸餉。畝計米六合。石折銀八銀。又畝加徵一分四釐九絲。」とあるだけである。
  - (9) 卷九「驚聞召命非常瀝血控辭疏」「聖旨」崇九、一二、一二。
  - (10) 卷九「微臣已入畿內疏」「聖旨」崇一〇、三、一一。
  - (11) 以上、拙稿「李自成臺頭以前の明末の華北民衆反亂」〔『史林』六三
  - (12) 一五 一九八〇)、同「楊文弱先生集」について」前掲、参照。
  - (13) 卷四六「答朱少司寇世守」崇九。
  - (14) 卷九「敬陳安內第一要務疏」「聖旨」崇一〇、四、二。
  - (15) 注(3)。
  - (16) 卷一「陳言兵餉疏」前掲。
  - (17) 卷四「述遼餉支用全數併乞罷第一疏」天二、一、一七。
  - (18) 『明史』卷二六〇楊鶴傳。
  - (19) 卷一〇「敬陳安內第一要務疏」「聖旨」崇一〇、四、一六。
  - (20) 卷三「覆楚撫議查盤各處司庫稿」天一、五、二、等。
  - (21) 卷一「請立兵冊清查遼餉確數稿」萬四七、九、二、等。
  - (22) 卷九「敬陳安內第一要務疏」「聖旨」崇一〇、四、二、前掲。
  - (23) ここで楊嗣昌が「分守道」を擧げた所以は、その職掌に「參政・參議分守各道。及派管糧儲・屯田・清軍・驛傳・水利・撫民等事。」〔『明史』卷七五・職官四〕といわれるものがある爲であろう。
  - (24) 卷九「欽奉上傳疏」崇一二、四、四、前掲等。
  - (25) 卷四二「直述餉臣咨報乞賜接濟疏」崇一四、一、一八。
  - (26) 依據した研究は、「遼餉」に關しては清水泰次著『中國近世社會經濟史』第五章・第二節萬曆朝の軍餉〔西野書店 一九五〇〕、その後「剿餉」に到るまでの過程については李文治著『晚明民變』第二章・第一節民變興起的幾個原因(加派)〔遠東圖書公司 一九六六〕。
  - (27) 『明史』卷七八・食貨二賦役。
  - (28) 卷一〇「敬陳安內第一要務疏」「聖旨」崇一〇、四、一六、前掲。
  - (29) 一條鞭法實施後に編ぜられた各地稅糧の收支決算書を、直接的には意味するのであろうか。
  - (30) 卷一〇「兵餉遵旨熟商疏」前掲。
  - (31) 『明史』卷二六五王家彥傳。
- この外、戸部尚書程國祥らの疏文の中にも、次の如き「湖廣派米事例」なる語句が見出される。筆者は、それがまだ正式決定される以前、湖廣巡撫を中心に當地で實驗的に「因糧輸餉」が實施され、そ

の時の事例を或いは「湖廣派米事例」と呼んだと推測しているが、それ以上の實態についてはなお不明である。別に機會を得て明らかにしたいと思っている。

臣國祥等議得、……臣計良嘗、爲之躊躇、久之。獨有因糧輸餉一議。楚撫已將輸數。改派米三十萬金。見奉諭旨。其餘督撫。宜照湖廣派米事例酌議。具奏定奪。(卷一〇「敬陳安內第一要務疏」「聖旨」卷一〇、四、一六、前掲)

(32) 郷紳の詭名寄産乃至その大土地所有の状況を強く意識した、同種の「剿餉」の檢出に關する發言は、その後の楊嗣昌においてもはつきりと見出される。前掲の史料(本文五九六頁)にあるように、崇禎十二年四月、彼は、「近來田地」の多くが「郷紳」、又は「富民」によつて所有されているとした上で、「糧・畝」を基準とする「剿餉」銀の徵收は、「郷紳」等の土地兼併を抑制する方法でもあると語っている。そして、前年の崇禎十一年四月には、以下の如く、本文の史料の主張をくりかえすかのように、「助餉」型の「因糧輸餉」では「飛灑詭寄」をなす「宦室・富民」からの兵餉銀は殆ど不可能であると述べ、「剿餉」においては彼らからの供出を是が非でも實現せねばならないとする旨を、再び明らかにしている。筆者の注目する楊嗣昌の意志は、強固なものであったと考えられる。

〔上〕因問閣臣。昨與戶・兵二部商確剿餉如何。諸臣……奏數語。……大抵皆是因糧輸餉。分別貧富之意。臣嗣昌奏。因糧輸餉。前此虛象昇奏行一年。不能應手。良縣宦室・富民。從來飛灑詭寄。以避大戶差徭。如今欲分貧富。其事甚難。只得分箇巧拙而已。且如天下州縣至多。難得處處有良有司。精明洞達。不過付之吏胥。一到吏胥手裏。做成千萬弊費。宦室・富民。有司不畏強禦。猶能清理。惟飛灑詭寄。於吏胥・衙役之下。萬萬不能清理矣。(卷四三「戊寅四月十二日召對」崇一一)

- (33) 卷二五「修練屢奉勅旨疏」「聖旨」崇一一、七、二二六。  
(34) 卷四四「己卯四月初四日召對」崇一一。

明末・楊嗣昌の「剿餉」案について

(35) 具體的な數値は、太平府が八釐九毫九絲七忽、徽州府が八釐九毫八絲三忽である。

(36) 清水泰次著『明代土地制度史研究』「張居正の丈量について」(大安一九六八)。但し、本書でも指摘されているように、この數値には、陝西三邊總督、及び山西・甘肅・南贛・鄖陽・雲南巡撫の丈量報告によるものは含まれていない。

(37) 卷一〇「敬陳安內第一要務疏」「聖旨」崇一〇、四、一六、前掲。「臣〔戶部尚書程〕國祥等議得。……至盜地一案。各布政司冊。開報有一百九十餘萬頃之多。業奉明旨。立限清查。除廣東省奏解七萬四千二百四十八兩零。浙江省奏解一千二百兩零。徽州府報解二十六兩零。池州府報解六兩九錢零。餘若江西・山東。寧・太二兩。見在駁查。其餘省分。尙未奏報。」

(38) 本文で述べたように、天啓元年楊嗣昌は徽州府に對する「溢」分の追加徵收(一八二兩零)を行った。しかし注(37)の史料によると、その後再び徽州府については、一六兩零の徵收が實施されたことになる。こうした事例にも依據し本文のように考える。

(39) この額數は次のことをもとにして算出した。省の數は、全一三省の内から、注(37)において既に補足徵收が完了している二省を除く一。府の數は、北・南直隸屬二二府の内から、同じく注(37)において既に徵收が完了している二府を除く二〇。これらにもとづいて數値の最下限(每省六萬頃(×11)、每府三萬頃(×20)の「溢」地凡てが「瘠」地の場合。加派率は每畝三釐(九釐× $\frac{1}{3}$ )と、最上限(每省七萬頃(×11)、每府四萬頃(×20)の「溢」地凡てが「肥」地の場合。加派率は每畝四釐五毫(九釐× $\frac{1}{2}$ )とを計算して、表わした。

(40) 臣等窃見。省直益地銀四十五萬六百七十餘兩。裁站二十萬。督餉再開事例十萬。揚州新增鹽課一十六萬。以上共約九十萬兩。(卷二三「遵旨再議剿餉疏」崇一一、四、一一一)  
(41) 清・計六奇『明季北略』卷五「劉懋請裁驛遞」。

(42) 『楊文弱先生集』所收の奏疏の内、卷一三「覆衛御史均糧原非聖主之心疏」(「聖旨」崇一〇、閏四、一六)が、「剿餉」決定後の最も新しい奏疏にあたる爲、本文のように時期を記した。

(43) 但し、その實「剿餉」は年々更新される形で繼續的に設置された。

『明史』卷二五二楊嗣昌傳。

(44) 屯兵不在の屯田、及び基準額以上に所有されている屯田に對して加派する施策。

則有湖廣巡按余應桂。查絕・益加租之法。如絕軍之屯承種者。不

必皆軍也。不奪其屯。而止查其畝數。於本等屯糧之外。另酌加租。

其見在官軍。非絕軍之比也。查。官每員。應得若干畝。過此爲溢。

軍每名。應得若干畝。過此爲溢。亦不奪其屯。而止覈其畝數。於

本等屯糧之外。同絕軍一起加租。(卷二五「覆應按兵壯虛有其名疏」「聖旨」崇一一、七、二四)

(45) 卷四六「答羅太史喻義」崇九。

(46) 溝口雄三「いわゆる東林派人士の思想——前近代における中國思想の展開(上)——」(『東京大學東洋文化研究所紀要』七五 一九七八)

參照。

(47) 東林派人士衛景燾の「因糧」批判に對する楊嗣昌の反論として、「覆衛御史均糧原非聖主之心疏」(卷四三「聖旨」崇一〇、閏四、一六)がある。

(48) 拙稿「楊文弱先生集」について「前掲の「表4 對楊嗣昌批判一覽表」を參照されたい。